

## 精神障害者入院医療費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神障害者が精神障害の医療を受けるため精神科病院もしくは、一般病院の併設精神科病院に入院した場合における医療費の一部を助成することによって、医療費負担の軽減を図り、もって精神障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による医療費の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「受診者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者であって、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）

第5条に定める精神障害者であること。

ただし、知的障害者を除く。

(2) 国民健康保険の被保険者又は健康保険その他の社会保険（以下「社会保険」という。）の被保険者、組合員又は被扶養者であること。

(3) 受診者及び受診者と住所（住民基本台帳による）及び生計を一にする者（以下「同一世帯員」という。）の当該年度（4月から6月診療分について申請する場合は前年度）の市県民税が非課税であること。

ただし、親権者及び配偶者については、住所（住民基本台帳による）又は生計を一にしていない（以下「別世帯」という。）場合においても市県民税が非課税であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる法律又は条例等により医療の実施若しくは給付又は医療費の助成を受けることができる者は、本事業の助成対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）

(2) 母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年千葉市条例 第12号）

(3) 子どもの医療費の助成に関する条例（昭和45年千葉市条例第36号）

(4) 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年千葉市条例第

29号)

- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)(助成の範囲)

第3条 助成は、受診者が精神障害の医療のために1月以上入院した場合における医療費について行うものとする。ただし、いずれの場合においても、法第29条による入院措置に係る医療費については助成しない。

2 助成額は、入院時に要した公的医療保険適用の医療費のうち、法令の適用によって受診者が負担すべき額から、次の各号に掲げる額を減じた額の半額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額

(2) 同法第85条の二第2項に規定する生活療養標準負担額

(3) 社会保険各法及び健康保険組合等の規約、定款等で定めている附加給付

3 前項に加え、医療機関証明書(様式第2号)の発行に係る手数料を税別190円に消費税及び地方消費税相当額を合わせた額とし、その額を助成できるものとする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする受診者は、1月以上入院した後、精神障害者入院医療費助成申請書兼同意書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 受診者及び受診者と同一世帯員の市県民税を証明する書類(ただし、親権者及び配偶者については、別世帯の場合においても市県民税を証明する書類を必要とする。)

(2) 国民健康保険の被保険者証又は社会保険の被保険者証若しくは組合員証

(3) 当該診療に係る領収書。ただし、領収書により医療費の額等が確認できない場合は、医療機関証明書(様式第2号)も必要とする。

2 前項の規定による申請をしようとする受診者及びその同一世帯員、または別世帯の親権者及び配偶者は、前項の申請書兼同意書に、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を付記しなければならない。

- 3 第1項の申請書兼同意書の提出は月ごとに行うものとする。ただし、第1項第1号及び第2号に定める添付書類は、当該年度においてすでに提出してある場合は、変更があるときを除き添付を要しない。

（書類の添付の省略）

第4条の2 申請書兼同意書の提出により、前条第1項第1号に規定する書類の添付は、省略できるものとする。

- 2 前項に規定する申請書兼同意書による同意を代理人が行う場合は、本人からの委任について、委任状（様式第1号の2）により市長に提出するものとする。

（助成の決定）

第5条 市長は、第4条の規定による申請に基づき助成の可否及び助成金額を決定し、精神障害者入院医療費助成可否決定通知（様式第3号）によりその旨申請者に通知する。この場合において申請者の申請内容どおりの助成を決定したときは、次条の規定による助成金の口座振込をもって通知に代えるものとする。

（助成の方法）

第6条 助成は、月を単位として、助成の申請があった日の属する月の翌月の末日までに、申請者の指定した金融機関の口座に振込むことによつて行う。ただし、これによることができない場合は直接支払うことができるものとする。

（損害賠償との調整）

第7条 市長は、受診者が医療費に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成を行わず又はすでに助成した額を返還させることができる。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によつて助成を受けた者があるときは、その者からすでに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡等の禁止）

第9条 この要綱により助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(申請期間)

第10条 当該医療費を支払った翌月から起算し、2年以内とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年6月1日から施行し、同日以後の入院治療に係る医療費の助成について適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行し、同日以後の入院治療に係る医療費の助成について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の精神障害者入院医療費助成要綱第3条第2項の規定は、平成2年4月1日以後の入院治療に係る医療費から適用し、同日前の入院治療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の精神障害者入院医療費助成要綱の規定は、対象者が老人保健法（昭和57年法律第80号）及び老人の医療費の助成に関する条例（昭和46年千葉県条例第38号）により医療費の助成を

受けることができる者であるとき、並びに対象者が市内に住所を有する者であって保護者がいないものであるときは、平成14年4月1日以後の入院治療に係る医療費から適用し、同日前の入院治療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の精神障害者入院医療費助成要綱第3条第2項の規定は、平成21年10月1日以後の入院治療に係る医療費から適用し、同日前の入院治療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の精神障害者入院医療費助成要綱の規定は、平成24年7月1日以後の入院治療に係る医療費から適用し、同日前の入院治療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。ただし、様式第2号については、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。なお、当面の間、改正前の様式であっても使用できるものとする。